

# 原発事故の被害に遭われた皆さん

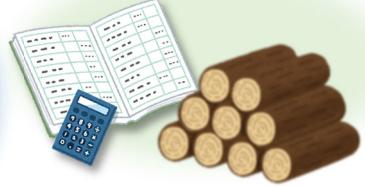
例えば、このような  
ご事情はありませんか？



避難により  
家族が  
離れ離れになった



乳幼児の  
世話をしながら  
避難した



避難により  
農機具が管理できず  
使用不能となった



墓石の修理費用や  
移転費用が必要となった



生まれ育った町に長年居住し  
地域との結びつきが強い

生じた営業損害に対し  
直接請求による賠償では不十分

これらの他にも個別の事情に基づいて  
東京電力への直接請求によるよりも  
増額されたり  
直接請求では受けられなかつた  
賠償が受けられる場合があります

## 文部科学省

原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)が  
福島県と連携して出張窓口を開設します

弁護士等の専門家とその場で話をして  
申立書を作成することができます  
「自分も該当するかも」と思われた方は  
ぜひご利用ください

予約不要  
ご利用は無料

開設日【令和8年】	受付時間	場 所
2月24日(火)	10:00~14:45	南東北総合卸センター（郡山市喜久田町卸1丁目1-1）
3月9日(月)	10:00~14:45	イオンいわき店（いわき市平字三倉68番1号）
3月15日(日)	10:30~15:30	イオンモールいわき小名浜（いわき市小名浜字辰巳町79）

福島原子力発電所事故からすでに長い年月が経過しており  
関係資料が失われたり  
被害者の方々の記憶が薄れたりすることが懸念されますので  
気になることがあれば当センターの早めの活用をお願いいたします



最新の  
開催情報

お問い合わせ先  
原子力損害賠償紛争解決センター  
(ADRセンター)



0120-377-155  
(平日10時~17時)

## 参考となる和解事例をご紹介します

■申立人:檜葉町から避難した方

■ポイント:同町での居住期間が50年以上にわたっていたことや、同町で農業や養蚕に長年従事していたこと、地域社会等との関わり合い(地域での種々の活動への参加)等の事情が考慮された。

■和解内容:生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額250万円)の増額分として25万円の賠償が認められるなどした。

生活基盤の変容とは

住居があった区域の元の地域社会の機能が低下してしまい故郷がかなり変質した状況のことをいいます

公表番号2148



■申立人:広野町から避難した夫婦

■ポイント及び和解内容:日常生活阻害慰謝料について、**避難先での就労継続を理由とする避難継続の合理性を認め**、直接請求手続において賠償未了であった平成24年9月から**平成26年3月(退職時)までの日常生活阻害慰謝料(月額10万円)**がそれぞれに賠償されたほか、事故後に亡くなった夫の父の火葬に際し住民登録地である双葉郡の斎場を使用できた場合の費用とそれ以外の斎場を使用したことによる実費との差額分が火葬場使用料増額分として賠償された。

日常生活阻害慰謝料とは

避難等を余儀なくされたことにより、日常の平穏な生活が長期間妨げられたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料です

公表番号1842

■申立人:いわき市に居住していた父母及び原発事故当時未就学の子

■ポイント:母及び子は、平成23年3月に福島県外に避難したが、**父は、親の面倒を見るなどするためにいわき市にとどまらざるを得なかつたこと**(父は、平成27年10月に母らの避難先に転居し、同人らと合流した。)、**子が障害を有しており、同人らが避難先からいわき市に帰還することは容易でなかつたこと**等が考慮された。

■和解内容:平成23年3月から**平成26年3月までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び駐車場代増加費用の賠償**を認めるなどした。

■申立人:郡山市に居住していた方々(父母、未成年の子2名及び祖母)

公表番号2177

■ポイント:**障害を抱える長男の安定した生活や学習環境等を確保するため、父が先行して平成24年4月から福島県外へ避難し、避難先で再就職先や長男の通学先を確保した後、母及び子2名が長男の進学時期に合わせて平成25年4月から避難し父と合流した**という避難経過に関する事情等が考慮された。



■和解内容:上記避難の合理性を認め、**平成24年4月から平成25年3月までの避難費用(避難交通費及び引越費用)、平成25年4月から平成27年3月までの避難雑費(子1名につき月額2万円)**のほか、父や祖母との**二重生活に伴う平成24年4月から平成27年3月までの生活費増加費用等(生活費増加費用、面会交通費及び家財道具購入費用)**が認められた。

### 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)

では、原発事故による東京電力への損害賠償請求について和解の仲介を行っています。

東京電力とは全く別の中立・公正な国の機関です。

東京電力から賠償を受けたものの金額に納得できない方、東京電力に請求しても賠償されなかつた方、まだ請求していない方などを含め、どなたでも利用可能です。

ご利用は無料です

福島県内に  
以下の事務所・  
支所があります

県北支所  
(福島市)

相双支所  
(南相馬市)

会津支所  
(会津若松市)

福島事務所  
(郡山市)

いわき支所  
(いわき市)

開所日・開所時間・  
所在地(地図)等は  
こちらから

